

イ 空港土木施設台帳等の整備

勧告	図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>空港の設置者は、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 92 条第 9 号に基づき、空港等業務日誌を備え付け、「空港等の設備の状況」などの事項を記録し、保存することとされている。</p> <p>国管理空港の管理者は、滑走路、誘導路等の空港土木施設の有効かつ効率的な管理を実施するため、同号、「空港土木施設管理規程」（平成 15 年 12 月 1 日付け国空建第 136 号国土交通省航空局飛行場部建設課長通知）及び「空港土木施設台帳作成要領」（平成 15 年 12 月 1 日付け国空建第 136 号国土交通省航空局飛行場部建設課長通知）に基づき、空港土木施設台帳を作成することとしている。</p> <p>空港土木施設管理規程においては、i) 空港土木施設の管理者は、施設の現況を明らかにし円滑な管理を支援するため、空港土木施設台帳を作成し、当該施設に変更があった場合には、その都度更新しなければならない、ii) 空港土木施設台帳に記載すべき事項は、空港土木施設の概要と空港土木施設の現況とするとされている。具体の記載項目は、空港土木施設台帳作成要領に規定されている。</p> <p>なお、地方管理空港等の管理者については、「空港等の設備の状況」の記載方法は規定されていないが、一部の地方管理空港等では、空港管理者が定めた空港土木施設管理要領等に基づき、空港土木施設に係る台帳を作成することとしている。</p> <p>【現状及び問題点等】</p> <p>空港管理者における空港土木施設台帳等の整備状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>① 調査した 9 空港事務所が管理する 9 国管理空港のうち 1 空港では、i) 台帳の更新事務を業者委託することとし、更新する分量や予算状況に応じて委託時期を決定しているため、台帳に記載すべき事項が随時更新されていない、ii) 空港土木施設の現況の「設計条件等」など、台帳に記載すべき事項が記載されていない状況がみられた。</p> <p>また、他の 1 空港では、空港土木施設台帳作成要領に規定されている記載すべき項目はあくまで標準的なものであるとして、同要領に規定されている「土木施設の整備状況」等の項目を空港土木施設台帳に記載していないものがみられた。</p> <p>② 調査した 9 都道府県等が管理する 10 地方管理空港等では、「空港等の設備の状況」を記載するため、独自に定めた空港土木施設管理要領等に基づき空港土木施設に係る台帳を整備している。</p>	<p>表(2)-イ-①</p>

【所見】

したがって、国土交通省は、国管理空港の空港土木施設を適切に維持管理するため、空港土木施設台帳の整備を徹底する必要がある。

表(2)ーイー① 空港土木施設に係る台帳の整備に関する規程等

○ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）（抜粋）

（空港保安管理規程）

第 47 条の 2 空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3（略）

○ 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）（抜粋）

（保安上の基準）

第 92 条 法第 47 条第 1 項（法第 55 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の保安上の基準は、次に掲げるとおりとする。

1～8（略）

9 空港等業務日誌を備え付け、次に掲げる事項を記録し、これを一年間保存すること。

イ 空港等の設備の状況

ロ 施工した工事の内容

ハ 災害、事故等があつたときは、その時刻、原因、状況及びこれに対する措置

ニ 関係諸機関との連絡事項

ホ 航空機による空港等の使用状況

ヘ その他空港等の管理に関し必要な事項

10～14（略）

○ 「空港土木施設管理規程」（平成 15 年 12 月 1 日付け国空建第 136 号国土交通省航空局飛行場建設課長通知）（抜粋）

4.1 空港土木施設台帳の整備

(1) 空港土木施設の管理者は、施設の現状を明らかにし、円滑な管理を支援するため、空港土木施設台帳を作成しなければならない。

また当該施設に変更があつた場合には、その都度更新しなければならない。

(2) 空港土木施設台帳に記載すべき事項は、空港土木施設の概要と空港土木施設の現況とする。

[解説]

(1) 空港土木施設の管理には、各施設の設計・施工・維持・管理に関する十分な情報が必要不可欠であり、これらの情報を電子化し、常に最新の状態で整備し活用することが極めて重要となる。

(2) 空港土木施設台帳に記載すべき項目は、空港の設置管理者が管理する土木施設であり、表-4.1 を標準とするが、管理上有効な情報を必要に応じて追加することが望ましい。

表-4.1 空港土木施設台帳の記載項目

区分	項目
空港土木施設の概要	空港土木施設の整備沿革、整備状況、施設諸元等に関する事項
空港土木施設の現況	
一般平面図	空港位置図、空港平面図、形状寸法図、ターミナル地区詳細図、標識図、標識詳細図、植生等整備図、縦断図、測量成果一覧表
舗装構造	舗装区分図、整理歴図、標準断面図、舗装構造図、設計条件等、舗装目地割り図、目地構成図、グルーピング図、その他図面、数量表
排水施設	配置図、流域図、構造図、施設条件、その他図面、数量表
場周柵	配置図、構造図、設計条件、その他図面、数量表
プラスチックフェンス	配置図、構造図、設計条件、数量表
消防水利施設	配置図、配管経路図、構造図、設計条件、数量表
護岸	配置図、構造図、設計条件、数量表
のり面	配置図、構造図、設計条件、数量表
橋梁	配置図、構造図、設計条件、数量表
その他の土木施設	配置図、構造図、設計条件、数量表

○ 「空港土木施設台帳作成要領」（平成 15 年 12 月 1 日付け国空建第 136 号国土交通省航空局飛行場部建設課長通知）（抜粋）

1. 目的

本要領は、空港土木施設管理規程に定める空港土木施設台帳（以下「施設台帳」という）の作成方法等について、必要事項を定めることを目的とする。

[解説]

(1) 台帳は空港土木施設の有効かつ効率的な管理に不可欠な資料であることから、台帳の適正な作成について、その方法や管理保存等を規定している。

(2) 台帳は最新の施設の現況を反映していることが必要である。このため、空港整備事業実施に伴い空港管理者に財産が引き渡された施設や空港土木施設管理業務で発生した台帳に対する更新事項については、すみやかに内容の更新を行うことが重要である。

3. 作成方法

施設台帳は、原則として年度ごとに、空港事務所において作成する。ただし、修正または追加箇所は加除方式とする。

4. 管理保存等

施設台帳は、空港事務所において管理保存しなければならない。

[解説]

(1) 空港事務所においては、空港土木施設の現状を正確に把握できる最新の施設台帳の電子データおよび製本版を保存する。また、過年度分の電子データ図面または加除方式により削除した図面等についても、年度別に整理を行い保存する。

(2) 作成した電子データは、空港施設 C A L S を構成する関連データベースに、速やかに保存する。

(注) 下線は当省が付した。